

川崎中ロータリー・クラブ細則・内規

1. 会場監督の選任

川崎中ロータリー・クラブ細則（以下「細則」という。）第3条第1節にもとづく会場監督の選任については、副会場監督が次年度会場監督に選ばれるものとする。又、次年度会場監督も同時に選任されなければならない。

2. 会計監査の選任及び任務

細則第10条第4節に定める会計の監査は、会員の中から選任された会計監査が行うものとする。会計監査の選任は、細則第3条第1節の規定を準用する。

3. 副幹事、副会計の選任及び任務

副幹事及び副会計の選任は、細則第3条第1節に基づく理事及び役員を選ぶべき指名委員会において両者を共に選ぶべきものとし、年次総会において理事役員とともに投票に付せられるべきものとする。この副幹事及び副会計の任務は、幹事及び会計の補佐であり、又理事会に出席することが出来る。